

令和5年度 農山漁村発イノベーション等支援業務委託
公募型プロポーザルの公告に関する質問の回答

質問

滋賀県農山漁村発イノベーションプランナー派遣実施要領について
(プランナーの派遣) 第5条

4 一事業者が一年度当たりに受けられる県のプランナーの派遣回数の上限は原則10回とし、うち**販路開拓等の現地同行支援は3回以内**とするが、当該年度の予算の状況に応じて変更する場合がある。

質問：上記**(赤字)** 販路開拓等の現地同行支援は3回以内に発生する交通費に関して、積算に計上できるのは県プランナーの交通費のみで、支援事業者の交通費は事業者負担となるのでしょうか。

回答

上記における支援事業者の交通費は委託経費の対象となります。具体的には、令和5年度農山漁村発イノベーション等支援業務委託仕様書の別紙「委託経費の対象となる経費（1 農山漁村発イノベーションの取組支援）」を参照ください。支援事業者は企画推進員として手当・旅費の対象とします。

(以上)